

2019年5月1日現在

明治大学専門職大学院法務研究科概況（2019年度）

1 設置者 学校法人明治大学

2 名称 明治大学専門職大学院法務研究科法務専攻

3 教育上の基本組織

本学の大学院は、従来の研究者養成型大学院と法務研究科を含む4研究科を有する専門職大学院の二つで構成されている。専門職大学院は、高度専門職業人を養成に目的を特化した教育課程であり、研究者と実務家教員（法務研究科では裁判官、検察官、弁護士）による「理論と実務の架橋教育」が行われている。

4 課程 専門職学位課程

5 学位名称 法務博士（専門職）

6 標準修了年限 3年（法学既修者コースは2年）

7 教員組織

		専任教員数					助手等 ※	設置基準上 必要専任 教員数	専任教員 1人当たりの 学生数	兼担 教員数	兼任 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計					
専任教員の内訳	専任教員 (研究者)	21	0	0	0	21	23				
	専任教員 (実務家)	6	0	0	0	6					
	みなし専任 (特任)教員	2	0	0	0	2					
合計		29	0	0	0	29	23	14	6.9	14	21

*助手等は「教育補助講師」

8 入学定員、収容定員及び在籍者数

(1) 入学定員 40名（未修者約10名、既修者約30名）

(2) 収容定員 200名

※収容定員は、入学定員が2017年度までは120名（未修者約40名、既修者約80名）であったことによる数。2020年度からは120名となる。

(3) 在籍者数 119名（未修者52名、既修者67名）

9 入学者選抜

(1) アドミッションポリシー

○本法務研究科の理念と求められる人材

入学者選抜においては、「『個』を大切にし、人権を尊重する法曹」の養成という本法務研究科の教育理念に共鳴し、正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、独立の気概をもって法に取り組む積極的人材を求めている。

○対象とされる受験者

受験資格を有する者は、大学卒業者若しくは卒業見込みの者、大学卒業者と同等以上の学力を有する者と本法務研究科が認めた者、又は大学3年次に在学している者であって優れた成績を修めた者（いわゆる飛び入学）などである。

○入学試験における留意点

入学試験は、法学未修者コースでは将来性と多様性に、また、法学既修者コースでは法律学の基礎の修得に重点を置いて実施している。

法学未修者コースでは、法律知識を前提としない筆記試験（小論文）を課している。この試験では、法解釈や判例の知識は問われないが、社会生活を営んでいく上での法的センスや人権感覚、論理的思考力などが問われる。

法学既修者コースでは、憲法・民法・刑法の3科目、又は憲法・民法・刑法の3科目に加え、行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の4科目から選択した2科目の合計5科目について、論述式試験により、法律学の基礎力や論理構成力などが問われる。

いずれのコースについても、書類選考により、学業成績、社会的活動、各種の資格及び法曹としての資質・意欲・将来性を評価する。

なお、両者のコースの併願は可能である。

（2）入学者選抜方法

ア 2019年度入学者

（ア）法学未修者コース（3年制）

法学未修者コースでは、書類選考及び筆記試験を課した。書類選考では、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、資格、本学及び法曹の志望理由などから多面的かつ総合的に評価判断した。筆記試験では、法律や法律学の知識を前提としない小論文を課した。幅広い教養に基づく人間性やバランスのとれた判断力などが問われた。

（イ）法学既修者コース（2年制）

法学既修者コースでは、書類選考及び筆記試験を課した。書類選考では、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、資格、本学及び法曹の志望理由などから多面的かつ総合的に評価判断した。筆記試験では、憲法・民法・刑法の3科目又は憲法・民法・刑法の3科目に加え、行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の4科目から選択した2科目の合計5科目について、論文試験を課した。

イ 2019年度入学試験における前年度からの主な変更点

（ア）配点について

適性試験管理委員会が、平成30年度は法科大学院全国統一適性試験を実施しないものとした（『法科大学院全国統一適性試験について（お知らせ）』〔2017年11月2日〕）ことを受けて、配点を変更した。

（イ）社会人特別入試について

社会人特別入試（未修者コース）を廃止した。

（ウ）併願者の合否判定について

同一入試期において、併願者が法学既修者コースに合格した場合、法学未修者コースの合否判定の対象から除外することとした。

（エ）出願書類のホームページ公開（ダウンロード化）について

これまで出願書類は明治大学駿河台キャンパス及び本ホームページ資料請求ページを通

じて配布していたが、2019年度入学試験からホームページに出願書類を公開し、志願者がホームページ上から出願書類をダウンロードできるようにした。

なお、引き続き明治大学駿河台キャンパス及び本ホームページ資料請求ページを通じた配布も行った。

(オ) I期入試及びII期入試の両期に出願する者の志願書類について

I期入試及びII期入試の両期に出願する者で、出願書類に変更のない場合、一部の出願書類についてはI期入試において提出した出願書類の写し（コピー）での提出を認めた。

(3) 2019年度入学試験データ () 内は女子数

	既修者	未修者	合計
募集人員	30	10	40
志願者数	238(67)	124(35)	362(102)
合格者数	109(30)	31(10)	140(40)
入学者数	32(5)	16(2)	48(7)

(4) 2019年度入学試験配点基準

<一般選抜入試>

【未修者コース】

項目		配点
筆記試験	小論文	120点
書類選考	学業成績	20点
	社会的活動	10点
	資格	10点
	法曹としての資質・意欲・将来性	40点
合 計		200点

【既修者コース】

項目		配点(5科目)	配点(3科目)
筆記試験	憲法	60点	60点
	民法	80点	80点
	刑法	60点	60点
	選択科目2科目	120点	-
書類選考	学業成績	20点	20点
	社会的活動	10点	10点
	資格	10点	10点
	法曹としての資質・意欲・将来性	40点	40点
合 計		400点	280点

10 教育課程及び教育方法

(1) 開講形態

昼間開講。1時限100分授業。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
9:00～10:40	10:50～12:30	13:30～15:10	15:20～17:00	17:10～18:50	19:00～20:40

(2) 教育課程

ア 理論的教育と実務的教育の架橋

本法務研究科における理論的教育と実務的教育の「架橋」教育は、まず1年次・2年次において、法律知識の体系的理解とその論理的展開を中心とした理論的教育を行い、それを基礎として2年次・3年次において、法律実務につなげる一方で、法律実務の観点から法理論を捉え、法理論的教育に反映するという連携教育が重要であると考えて、これを機軸としている。

イ 授業科目

(ア) 法律基本科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、それぞれ講義・演習科目を必修科目として開設している。1年次配当で憲法、民法、刑法の講義科目を開設し、行政法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の講義科目を2年次配当としている。商法は会社法を2年次配当とし、手形法を3年次配当としている。演習科目は憲法、民法、刑法、刑事訴訟法は2年次配当、行政法、商法、民事訴訟法は3年次配当である。法律基本科目の体系的知識の修得と、それを自在に活用できるまでの深い理解に到達することができるよう、段階を踏みながら、また、理論と実務の架橋を図りながら、指導している。なお、初めて民事訴訟法・刑事訴訟法の学習を始める学生向けに、「訴訟法基礎」(1年秋学期集中)を選択科目として開設している。

法律基本科目については、そのほかに各法「展開演習」を3年春学期・秋学期に選択科目として開設している。これは、法科大学院教育の仕上げである3年次の重要な応用型の科目であり、法曹有資格者を目指す者にとって必須とされる問題発見能力、問題解決能力のほか、論述表現能力を養うための総仕上げを目的としたものである。また、各法において「総合指導」を2年次・3年次を対象(履修可能学年は科目ごとに指定)に開設しているが、これは、基本的な法知識と法的思考力を確実に身に付けさせた上で、それを基礎とした更なる問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図ることによって専門知識を一層深化させることを目的として、学修到達度に即応した多様な内容の授業を展開している科目である。また、各法に「基礎演習」を1年次・2年次を対象(履修可能学年は科目ごとに指定)に開講しているが、これは、主として基礎力が不足し、あるいはその補強を必要とする学生を対象とし、基礎・基本となる事項を確認させつつ基本的な法知識と法的思考力を修得させ、基礎力を徹底して培うことを目的とする科目である。司法試験合格率を向上させるためには、未修者教育を一層充実させるとともに、既修者の法律基本科目に関する基礎的な知識・理解や法的思考能力を徹底的に培うことが喫緊の課題であるため、基礎演習科目の意義・役割はとりわけ重要なものになっている。

(イ) 法律実務基礎科目

法曹としての実務に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるために、必修科目として「法曹倫理」「事実と証明I(民事)」「事実と証明II(刑事)」を、選択必修科目として「模擬裁判(民事)」「模擬裁判・法文書作成(刑事)」「法曹実務演習1」「法曹実務演習2」「ローヤリング」「行政訴訟実務」を、選択科目として「法情報調査」「民事法文書作成1」「民事法文書作成2」「企業法務文書作成」「知的財産訴訟実務」「不動産登記実務」を開設し、法実務実践教育を行っている。担当教員は、弁護士・裁判官経験者・検察官・外国法事務弁護士の実務家教員を中心に構成されている。法律基本科目などの理解を前提にして、法理論教育と法実務教育が適切に連携できるように配慮している。

(ウ) 基礎法学・隣接科目

法の構造、法思想、法の役割、法の歴史などの基礎法学、世界的視野での法制度比較、経

済、政治、公共政策などの隣接科学を学び、広い視野を持った法曹を養成することを意図した科目群である。このために、「司法制度論」「法哲学」「法社会学」「日本近代法史」「西洋法史」「比較法制度論Ⅰ（アメリカ）」「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパA）」「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパB）」「比較法制度論Ⅲ（アジア）」「法と公共政策」「法と経済」「立法と政治」を選択必修科目として開設している。

（エ）展開・先端科目

70を超える科目を、選択必修科目ないし選択科目として開設している。グループ分けをすれば、「企業関係法務」「知的財産関係法務」「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」「医事・生命倫理関係法務」の5分野の専門法曹を養成する科目を中心にして、「国際関係法務」「倒産関係法務」「租税関係法務」「経済法関係法務」「犯罪学・少年法関係法務」「サイバー法関係法務」などになる。いずれの科目も、現代的な諸問題について深く洞察し、適切に対応できる能力を養成することを意図している。

（3）教育方法

ア 講義形式

研究者教員による体系的レクチャーを中心に、1クラス最大40名（法律基本科目群及び実務基礎科目群の必修科目）での双方向授業を実施する。

なかでも、法曹実務は弁護士・裁判官・検察官の三者で異なるところがあるので、3年次配当の「法曹倫理」、2年次配当の「事実と証明Ⅰ（民事）」及び「事実と証明Ⅱ（刑事）」では、三者によるオムニバス方式の授業を行う。

イ 演習形式

1クラス約20名で、課題別に、ケース・メソッドやソクラテス・メソッド方式の討論中心の授業を実施する。

ウ 実践形式

実務基礎科目群のうち、「法情報調査」は、集中授業で少人数クラスによる法情報検索実践、「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判・法文書作成（刑事）」は、民事系実務家教員、刑事系実務家教員がそれぞれの科目について担当し、受講生の主体的な協議・決定の下で各種の手続選択等を行う。「法曹実務演習1」は、法律事務所等や企業法務部への派遣による法曹実務実践を実施する。「法曹実務演習2」は、人事院の協力により、霞ヶ関インターンシップとして官公庁への派遣による法曹実務実践を実施する。

エ 個別指導方式

学生からの問題提起や疑問などに応じて学生主導・対応形式で研究・学習指導を行う。

（4）履修制限単位数

【2014年度以前入学者】

履修制限 単位数	1年次	2年次	3年次	修了要件単位数
	42	36	40	93

※1年次の履修については、38単位を越えて履修登録する際は、法律基本科目の「基礎演習科目」に限る。

【2015年度・2016年度入学者】

履修制限 単位数	1年次	2年次	3年次	修了要件単位数
	42	未修者40 既修者42	44	101

※1年次の履修については、38単位を越えて履修登録する際は、法律基本科目の「基礎演習科目」に限る。

※2年次未修者の履修については、36単位を超えて履修登録する際は、法律基本科目群

の「基礎演習科目」及び「総合指導科目」に限る。

【2017年度入学者】

履修制限 単位数	1年次	2年次	3年次	修了要件単位数
	42	未修者40 既修者42	44	103

※1年次の履修については、38単位を越えて履修登録する際は、法律基本科目の「基礎演習科目」に限る。

※2年次未修者の履修については、36単位を超えて履修登録する際は、法律基本科目群の「基礎演習科目」及び「総合指導科目」に限る。

【2018年度以降入学者】

履修制限 単位数	1年次	2年次	3年次	修了要件単位数
	42	未修者40 既修者36	44	103

※1年次の履修については、38単位を越えて履修登録する際は、法律基本科目の「基礎演習科目」に限る。

※2年次未修者の履修については、36単位を超えて履修登録する際は、法律基本科目群の「基礎演習科目」及び「総合指導科目」に限る。

※2年次既修者の履修については、履修を免除されなかった法律基本科目群の必修科目がある場合は、当該科目的単位分について（8単位が上限）、36単位を超えて履修登録できることとし、上限を44単位とする。

1.1 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価

S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

「S」：非常によく達成している（100～90点）

「A」：よく達成している（89～80点）

「B」：達成している（79～70点）

「C」：目標の最低限は達成しているものの、不十分な点がある（69～60点）

「F」：達成していない（60点未満）

なお、評価「S」は総履修者の10%以内に付与することとし、「S」「A」を合わせて総履修者の35%程度とする。また、「B」については総履修者の35%程度、「C」及び「F」を合わせて総履修者の30%程度に付与する。

(2) 進級要件

ア 1年次から2年次への進級要件

《2018年度以前入学者》

1年次に配当されている必修科目的総単位数の5分の4（18単位）以上を修得するとともに、必修科目的GPAで1.5以上を修得すること。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

《2019年度以前入学者》

1年次に配当されている必修科目的総単位数の5分の4（18単位）以上を修得し、必修科目的GPAで1.5以上の成績を得るとともに、当該年度に実施される共通到達度確認試験において、当該試験の1年次全国総受験者上位80%の成績を得なければならない。ただし、追試験受験者については、当該追試験の1年次全国総受験者上位60%の成績を得なければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

イ 2年次から3年次への進級要件

入学年度及び法学未修者と法学既修者により要件が異なる。

『2015年度・2016年度入学者』

(ア) 法学未修者については、1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4(24単位)以上を修得するとともに2年次に配当されている必修科目のGPAで1.8以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

(イ) 法学既修者については、2年次に履修するべき必修科目の総単位数の5分の4(24単位)以上を修得するとともに必修科目のGPAで1.8以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

『2017年度以降入学者』

(ア) 法学未修者については、1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4(26単位)以上を修得するとともに2年次に配当されている必修科目のGPAで1.8以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

(イ) 法学既修者については、2年次に履修するべき必修科目の総単位数の5分の4(26単位)以上を修得するとともに必修科目のGPAで1.8以上を修得しなければならない。

原級した場合は、B・C・F・Tの評価となった必修科目の修得単位は全て無効となる。

(3) 退学制度について

本法務研究科は、任意退学、懲戒退学のほか、成績不良により退学となる制度を設けている。

教授会において定める進級要件を満たさないことにより同一年次に引き続き2年間(休学の期間は除く。)在学する学生が、なお進級できない場合は、その年度末において退学させる。

また、以下の要件に当てはまる場合は、退学勧告を行う。

ア 正当な理由なく1年次において必修科目の修得単位数が3分の1に充たなかった場合(8単位未満)。

イ 正当な理由なく2年次において2年次に配当されている必修科目の修得単位数が3分の1に充たなかった場合(2017年度以降入学者は12単位未満、2016年度以前入学者は10単位未満)。

(4) 修了要件

『2014年度以前入学者』

ア 修了に必要な単位数は93単位とする。

イ 必修科目60単位を修得しなければならない。

ウ 実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上を修得しなければならない(必修科目、選択必修科目、選択科目全てを含む)。

エ 選択必修科目として、実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群から4単位以上を、展開・先端科目群の選択必修科目から12単位以上を修得しなければならない。

『2015年度・2016年度入学者』

ア 修了に必要な単位数は101単位とする。

イ 必修科目62単位を修得しなければならない。

ウ 実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上を修得しなければならない(必修科目、選択必修科目、選択科目全てを含む)。

エ 選択必修科目として、法律基本科目群の公法系、民事系及び刑事系の展開演習科目からそれぞれ2単位、計6単位以上を、実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群からそれ

ぞれ4単位以上を、展開・先端科目群から12単位以上を修得しなければならない。

- オ 入学時に十分な実務経験を有する者で、法科大学院教授会がそれまでの実務経験等を評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目群の科目に代わり、法律基本科目群の科目を履修することができる。

『2017年以降度入学者』

- ア 修了に必要な単位数は103単位とする。
イ 必修科目64単位を修得しなければならない。
ウ 実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上を修得しなければならない（必修科目、選択必修科目、選択科目全てを含む）。
エ 選択必修科目として、法律基本科目群の公法系、民事系及び刑事系の展開演習科目からそれぞれ2単位、計6単位以上を、実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群からそれぞれ4単位以上を、展開・先端科目群から12単位以上を修得しなければならない。
オ 入学時に十分な実務経験を有する者で、法科大学院教授会がそれまでの実務経験等を評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目群の科目に代わり、法律基本科目群の科目を履修することができる。

1.2 学費及び奨学生の学生支援制度

(1) 学費 (2019年度入学諸費用)

入学金 (初年度のみ)	200,000円
授業料	1,160,000円
教育充実料	180,000円
学生健康保険互助組合費	3,000円
年額	1,543,000円 (初年度)

(2) 奨学生 (2019年度)

ア 明治大学専門職大学院法務研究科給費奨学生

対象 次のいずれかに該当する者

- (ア) 入学試験合格者の中から、入学試験成績優秀者。
(イ) 入学試験合格者の中から、出願時において明治大学専門職大学院法務研究科が定める次の学部学業成績基準を超える者。

【学部学業成績優秀者基準】

学部学業成績GPA3.0以上又は高評価修得単位割合70%以上
※GPA最高値が「4」以外又はGPAを採用していない場合は、学部学業成績高評価修得単位割合70%以上を基準とする。

- (ウ) 入学試験合格者の中から、明治大学の学部を卒業した者（卒業見込み含む）のうち、一定の学業成績基準を満たす者。

採用予定者数 約24名（上記(ア)(イ)(ウ)の合計）

採用候補者発表 合格発表時に個別に通知する。

給付額 学費相当額（入学金、授業料、教育充実料相当額）

給付期間 標準修業年限（法学未修者コース3年、法学既修者コース2年）

留意事項 日本学生支援機構奨学生「第一種奨学生（無利子）」「第二種奨学生（有利子）」との併願・併用は可能である。

イ 日本学生支援機構奨学生

第一種奨学生（無利子貸与）

第二種奨学生（有利子貸与）

※詳細は日本学生支援機構ホームページ参照

1.3 修了者の進路及び活動状況

(1) 司法試験結果（平成17年～平成30年の累積）

受験者1793人 累積合格者数：832名 累積合格率：48.74%（全国17位/74校）

(2) 令和元年司法試験結果（*）

受験者162名、合格者26名 合格率：16.0%（全国25位/35校）

(3) 修了者の進路 *

弁護士	719人
弁護士（企業）	33人
弁護士（公務員・ADR）	3人
裁判官・検事	27人
企業・公務員	3人
その他	22人

* 2020年5月数値更新

以上